

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日) 休む
が、その
日、

目 次

◇告示 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
漁港管理者の指定の取消しについての公聴会の開催
土地配分計画の作成
准看護婦試験の実施

告 示

鳥取県告示第九十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 申出の受理の年月日

星 野 医 院 鳥取市田島字大星向上の切 九〇の二 昭和四十三年一月十六日

ヤスダ内科医院 " 湯所町二丁目 四二〇の三 "

岡本齒科医院 米子市上福原一、八三八の五 昭和四十二年十二月五日

皆生診療所

鳥取県告示第百号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ひな白痢検査、炭疽予防注射及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査、注射又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十三年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ひな白痢及び炭疽予防のため

二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

- 3 ひな白痢検査
一種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
- 4 炭疽予防注射
生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 五 検査又は投薬の方法
- 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
- 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- 3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
- 4 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与
- 5 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応
- 6 炭疽予防注射 炭疽第二予防液皮内接種

別表
結核病検査及びブルセラ病検査

実施日	実施区域	実施場所
二月十九日	米子市	榎原、大袋検診場
"	西伯町	法勝寺
"	"	"
"	米子市	阿賀、境、福成
"	"	石井、新山
"	"	古豊千、上新印
"	"	二本木、今在家
"	"	諏訪、夜見
"	"	富益、大崎、葭津

"	三月 四日	三月 七日	伯仙町	石田、尾高、浅山
"	"	"	"	河岡、中福万
"	"	"	"	岡成、下郷
"	"	"	大山町	香取
"	三月 四日	三月 七日	岸本町	須村、丸山、藍野
"	"	"	赤碕町	別所、家畜市場
"	"	"	東伯町	笠見、八橋
"	五日	八日	会見町	手万
"	"	"	岸本町	半川、馬野
"	"	"	"	"
"	六日	九日	"	上細見、吉長、坂長
"	十一日	十四日	日吉津村	日吉津
"	"	"	大栄町	大谷、妻波、別所、西穂波、穂波
"	"	"	東伯町	森藤、杉下、金屋、中尾、二軒屋
"	十二日	十五日	名和町	小竹、下坪
"	"	"	大栄町	西高尾、東高尾、下種
"	"	"	倉吉市	津原、半坂、穴沢、上神
"	"	"	"	大立、服部、服部開拓、下福田、下米積
"	十三日	十六日	名和町	旧奈和、茶畑
"	十八日	二十一日	倉吉市	岩倉、倉吉市農協小鴨支所、福守、黒見、横田、園分寺
"	"	"	東伯町	美好、上伊勢、下伊勢、保、徳方
"	十九日	二十二日	淀江町	上淀、高井谷、中間、亀ノ甲
"	二十五日	二十八日	名和町	大雀、上高田

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投票

実施期日	実施区域	実 施 場 所
二月十九日	米子市	榎原、大袋検診場
"	西伯町	法勝寺
" 二十日	"	"
"	米子市	阿賀、境、福成
" 二十一日	"	石井、新山
"	"	古豊千、上新印
"	"	二本木、今在家
" 二十三日	気高町	逢坂、浜村
" 二十六日	"	"
"	"	瑞穂、宝木
"	米子市	諏訪、夜見
"	"	富益、大崎、葭津
" 二十七日	伯仙町	石田、尾高、浅山
"	"	河岡、中福万
" 二十八日	"	岡成、下郷
"	大山町	香取
"	八東町	安部、八東
" 二十九日	"	"
"	"	丹比
三月 四日	岸本町	須村、丸山、藍野
" 五日	会見町	手万

ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実 施 場 所
" 六日	"	岸本町
" 十一日	日吉津村	半川、馬野
" 十二日	名和町	上細見、吉長、坂長
" 十三日	"	小竹、下坪
" 十九日	淀江町	旧奈和、茶畑
" 二十五日	名和町	上淀、高井谷、中間、亀ノ甲
"	大雀、上高田	"

実施期日	実施区域	実 施 場 所
二月二十七日	淀江町	各鶏舎
" 二十八日	米子市	"
三月 八日	淀江町	"
" 九日	"	"

炭疽予防注射

実施期日	実施区域	実 施 場 所
三月十一日	日吉津村	海川、今古、富吉検診場

鳥取県告示第百一号

漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)第二十五条第四項の規定に基

つき、御崎漁港の漁港管理者の指定の取消しについての公聴会を次のとおり開催する。

昭和四十三年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一日時 昭和四十三年二月十六日 午後二時

二 場所 東伯郡中山町 中山町役場

三 開催目的 御崎漁港の漁港管理者を鳥取県にするため

四 利害関係人の意見の提出期限及び提出先

提出期限 昭和四十三年二月十四日

提出先 鳥取県農林部水産課

鳥取県告示第百二号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地	美保	米子	大篠津	一口	平方メートル 八一、三四二	用途道路、水路

鳥取県告示第百三号

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定に基づき、准看護婦試験を次のとおり実施するので、保健婦助産婦看護婦法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定により告示する。

昭和四十三年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の場所

鳥取市東町二丁目二〇番地 鳥取県庁講堂

二 試験の期日

学科試験 昭和四十三年三月十五日 午前九時から午後五時三十分まで

三 受験願書の提出期限

実地試験 昭和四十三年三月十六日 午前九時から午後五時まで

三 受験願書の提出期限

昭和四十三年二月二十九日（郵送の場合は、二月二十九日までの消印のあるものは有効とする。）

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】